

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成25年7月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第26号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則

(京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部改正)

第1条 京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「の生活保護法による」を「に係る生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)に基づき算定した」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(徴収額の軽減の特例)

2 平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条第1項第1号中「生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」とあるのは、「平成25年5月16日厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」とする。

(京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「の同法による」を「に係る生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)に基づき算定した」に改める。

附則に次の1項を加える。

(掛金の減免の特例)

5 平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間における第5条の規定の適用については、同条第1項第2号中「生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」とあるのは、「平成25年5月16日厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」とする。

(京都市知的障害者措置費徴収規則の一部改正)

第3条 京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「の生活保護法による」を「に係る生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）に基づき算定した」に改め、同条第2項中「前項第2号、第3号及び第4号」を「前項第2号から第4号まで」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(徴収額の軽減の特例)

2 平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条第1項第1号中「生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）」とあるのは、「平成25年5月16日厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）」とする。

(京都市老人福祉措置費徴収規則の一部改正)

第4条 京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「の生活保護法による」を「に係る生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）に基づき算定した」に改める。

附則第2項を次のように改める。

(徴収額の軽減の特例)

2 平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条第1項第1号中「生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）」とあるのは、「平成25年5月16日厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）」とする。

(京都市身体障害者措置費徴収規則の一部改正)

第5条 京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「の生活保護法による」を「に係る生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）に基づき算定した」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(徴収額の軽減の特例)

2 平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条第1項第1号中「生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」とあるのは、「平成25年5月16日厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」とする。

(京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の一部改正)

第6条 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「生活保護法による保護の基準」を「生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」に改める。

附則に次の1項を加える。

(債務の免除の基準の特例)

6 平成25年8月1日から平成26年9月30日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1項第4号中「生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」とあるのは「平成25年5月16日厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」と、同条第2項第4号中「生活保護法による保護の基準」とあるのは「平成25年5月16日厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準」とする。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)